農地法関係の提出書類について（施行規則第２９条）

書類提出締切日 毎月末日前後

★ 農地法施行規則第29条第１号の規定による届出

［高野町農業委員会会長あて］

この申請は、**自らの農地経営のための施設を設けるために、転用を行うときに提出する届出であって、２００㎡未満の農業用施設**に限られる。

すなわち、農業経営主の所有する農地のみが対象であり、他の世帯員（父・妻・子等）の所有する農地又は、２００㎡以上の農地を転用しようとする場合には農地法第４・５条の規定による許可申請を必要とする。

農業用施設としては、農業用倉庫・農道・水路があげられる。

２００㎡以上ある農地の一部を転用する場合、登記簿謄本（全部事項証明書）の地目欄を変えることはできない。

なお、農用地区域内にある農地については、除外申請も同時に提出すること。（担当課：まち未来課）

（提出書類）

１．申 請 書 １部

２．登記簿謄本（全部事項証明書）１部

３．誓 約 書 １部

４．同 意 書 １部

５．付近見取図（住宅地図等） 1 部

６．法務局１４条図面又は公図 １部

７．構造図（擁壁・側溝・水路・フェンス等）１部

８．平面図及び断面図（1/100 ～ 1/500 程度） 各1 部

９．現況写真

［平面図・断面図は切土・盛土・その他部類別に色分けし、寸法を記入のこと。又、隣接地の地番・地目・所有者・官民境界・民々境界等を明記の上、境界線を朱線で明示すること。］

＊ 尚、同意書には、隣接農地所有者及び水利組合等の署名、並びに同意印を必ず記入押印してもらうこと。[隣接農地とは、当該地の境界線より外側４ｍ以内にある農地であり、間に水路・道路等があっても隣接農地と見なす。又左記に関わらず農業委員会が影響があるとみなされる場合は必要とする。]

10．公共施設（道路・水路・堤防等）の境界確認書及び工事施工承認書

（接続して工作物を設置する承認）

11．その他委員会が必要と認める書類

【問い合わせ先】高野町農業委員会　℡０７３６－５６－３４４３